

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」について

日本私立短期大学協会
副会長 八 耳 俊 文
(青山学院女子短期大学学長)

短期大学をはじめとする高等教育機関では、改訂された学習指導要領および幼稚園教育要領に基づき、各段階での学校教育を経て、将来の予測が難しい社会の中でも、子供たち一人一人が、多様性を尊重し、広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を確実に身に付け、高等教育の学びへとその成果がつけられることを強く期待するものである。そのために下記の点について、更なる配慮を求めたい。

○学校段階間の接続・連続の重要性について

幼児教育をはじめとして、小学校、中学校、高等学校へと引き継がれていく発達段階に応じた学習成果により、興味や関心に応じた学びを深め広げ、自らのキャリア形成の方向性を見いだし、その実現のための高等教育機関への接続が円滑に進められることが重要である。高等学校卒業までに自身が描いた将来設計図を実現させるため、その後の進路選択が適切に高等教育機関へと引き継がれるよう、各学校段階での確実な学びとその接続・連続が確保されなければならない。

その一方、不登校児童生徒数が依然として高水準で推移しており、また登校児童生徒でも学習内容の定着は一律ではないため、接続・連続性を重視する一方に、学び直しの機会や視点も常に忘れないでいただきたい（例、「学び直しの充実」、『審議のまとめ』96頁）。

○小学校中学年から外国語教育導入について

外国語教育については、外国語で多様な人々とのコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成することが重要であり、小・中・高等学校を通じて一貫して育む指標形式の目標を設定し、初等中等教育全体を見通して確実に育成するとされている。当然のことながら、初等中等教育において身に付けられた外国語、特に英語力が高等教育機関に受け継がれることとなるが、よほど慎重に指導方法等を考えたうえで実施しなければ、小学校中学年段階から英語嫌いに陥ることになり、その後の中学校、高等学校における英語アレルギーを払しょくすることは非常に難しい状況になる恐れがある。教員の資質に負うところも大きく、アクティブ・ラーニングなどの手法を最大限に生かした、興味ある授業運営が不可欠であり、高等教育機関への接続に際しても、障害となることがないように願うものである。『審議のまとめ』259頁にある外国語教育に関わる教員の人材の養成・整備では足りるか不安である。

言うまでも無いが、小学校中学年から外国語教育の導入は、母国語である日本語教育と表裏一体のものでなければならない。そのことに十分配慮した改革であるべきと考える。

○アクティブ・ラーニングの重要性について

子供たちが「どのように学ぶか」に着目して、学びの質を高めていくため「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した「アクティブ・ラーニング」の視点から、授業改善の取り組みを活性化していくことの必要性は十分に理解できるが、これまでこのような視点が定着していないこともあり、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めるこ

とができるよう配慮しなければならない。幼稚園、小学校、中学校、高等学校のそれぞれにおいてアクティブ・ラーニングを用いた授業が効果的に行われ、その成果が高等教育機関への引き継がれていくのであるから、正しい理解の上に実施されたい。この「どのように学ぶか」との視点は、高等教育においても共通の課題であると認識している。

今回の改訂では学習内容の削減は行わないとされており、アクティブ・ラーニングの視点を生かしていくためには、事前学習や学習を可能とする条件整備は欠かすことができない。またアクティブ・ラーニングの視点を生かして授業改善をしていくにはさまざまなやりかたがあるとはいえ、地域により学校により条件が未整備なため、学びに浅深の違いが出ないか、十分な配慮が必要である。全国の公立小中学校ではクラス内にさまざまな学力の児童生徒がいる。この現実にあってアクティブ・ラーニングを可能とするには教員にファシリテーターをはじめとする指導力が求められる。この能力は高等教育ではじめて意識されるのではなく、初等中等教育の中でも順次育成されることを期待したい。

○高大接続の視点から

次期学習指導要領の高等学校教育の内容とこれまで行われてきた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方を一体的に改革する高大接続改革との整合性は十分に考慮されたい。

大学入学者選抜は、高等学校における学びの成果を大学教育において更に伸ばしていくためのものであり、そのためにも大学教育においては、3つのポリシーの策定が義務付けられた。生徒が将来を見据えて、大学においてどのような力を身に付けたいのかを考え、その実現に踏み出せる教育課程の編成、実施・改善、指導や評価の充実が必要であると考えられる。

最後に、私立短期大学においては、分野別として幼稚園教諭、保育士の養成を行っている教育関係の学科が最も多く設置されていることから、幼稚園教諭養成側からみた改訂幼稚園教育要領について触れておきたい。

○幼稚園教諭に係わる研修体制の充実・促進について

幼稚園に入園する子供にとって、幼稚園は親元から離れて、初めて経験する社会となる。したがって、その担い手である幼稚園教諭が子供に与える影響は非常に大きく、責任も重い。短期大学を卒業後、幼稚園教諭として働き始めても、3年以内での離職率の高さが問題になるなど、その労働状況は極めて厳しいものがある。経験の浅い幼稚園教諭が孤立して悩むことのないよう、更なる研修体制の充実を図ることが課題であると考えられる。地域における幼稚園教諭の教育課程を有する短期大学、大学との交流、連携を図り、様々な状況に応じた指導方法や最新の知見に基づいた教育、研究の提供が求められる。

さらに平成24年に改正認定こども園法が成立し、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が実施されたことにより、短期大学では、幼稚園教諭、保育士の両方の免許、資格を有する保育教諭として働く卒業生が多くなっている。幼稚園教育要領の改訂内容と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂内容との整合性をはかり、幼児教育全体としての質を確保・向上させることは、養成を行う短期大学にとっても重要な関心事であり、十分なる検討を行っていただきたい。